

# 欧州連合（EU） European Union

## 通 信

### I 機関概要

#### 1 設立目的

欧州域内の経済的統合を目指して発展してきた欧州共同体（European Community：EC）を基礎に、1993年11月、「マーストリヒト条約」に従って創立された。加盟国間の経済・通貨の統合、共通外交・安全保障政策の実施、欧州市民権の導入、司法・内務協力の発展等が創立目的として挙げられている。

#### 2 加盟国

2020年2月現在、欧州連合（EU）の加盟国は27か国である。1951年調印のパリ条約によって欧州石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community：ECSC）が創設、更に1957年のローマ条約によって欧州経済共同体（European Economic Community：EEC）と欧州原子力共同体（European Atomic Energy Community：EURATOM）が設立されて以来、EU（EC）は拡大を続けてきた。ECSC、EEC、EURATOMを設立した6か国（ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ）は「原加盟国」と呼ばれる。また1995年の第4次拡大までの加盟国を「EU15か国」、2004年以降の加盟国を「新規加盟国」と呼ぶことがある。近年では2013年7月1日にクロアチアがEUに加盟した。現在、加盟候補国としてアルバニア、北部マケドニア、モンテネグロ、セルビア、トルコが欧州理事会（II-3（1）の項参照）により承認され、コソボとボスニア・ヘルツェゴビナが潜在的加盟候補国と位置付けられている。

2016年6月23日、英国ではEU離脱の是非を問う国民投票が実施され、離脱が52%、残留が48%の結果となった。英国は2017年3月29日にEUに対して正式に離脱を通告し、同年6月からEUと英国間で離脱交渉が開始された。その後、2020年1月にEUと英国がそれぞれ離脱協定に署名し、同年2月1日より英国はEU加盟国でなくなり、EUにとって第三国となった。移行期間は2020年12月31日までとなっている。

## II EU の組織

### 1 3本の柱構造の解消・統合

2009年12月のリスボン条約発効により、①欧州共同体 (EC) と欧州原子力共同体 (EURATOM)、②共通外交及び安全保障政策 (Common Foreign and Security Policy : CFSP)、③司法・内務分野における協力 (Police and Judicial Cooperation in Criminal matters : PJCC) の「3本の柱」は廃止されることになった。同条約により、EU は法制定が可能な EC の地位を継承し独立の法人格を持つことになった。このため、法の中で使用されてきた「共同体 (Community)」という言葉はすべて「連合 (Union)」に置き換えられ、EU の名のもとで国際条約に調印できるようになった。

### 2 EU の立法過程

#### (1) EU 法の種類

EU 法は第一次法と第二次法に分類される。第一次法は EU を基礎付ける条約、第二次法は、条約に法的根拠をもち、そこから派生する法である。第二次法 (以下、EU 法) には適用範囲と法的拘束力の強弱によって、①規則 (Regulation)、②指令 (Directive)、③決定 (Decision)、④勧告・意見 (Recommendation/Opinion) の4種類が存在する。

EU 法の種類

① 規則 (Regulation)	すべての加盟国を拘束し、直接適用性 (採択されると加盟国内の批准手続を経ずに、そのまま国内法体系の一部となる) を有する。
② 指令 (Directive) (「命令」と呼称されるときもある)	指令の中で命じられた結果についてのみ、加盟国を拘束し、それを達成するための手段と方法は加盟国に任される。指令の国内法制化は、既存の法律がない場合には、新たに国内法を制定、追加、修正することでなされる。一方、加盟国の法の範囲内で、指令内容を達成できる場合には、措置をとる必要はない。加盟国の既存の法体系に適合した法制定が可能になる反面、規則に比べて履行確保が複雑・困難になる。
③ 決定 (Decision)	特定の加盟国、企業、個人を対象を限定し、限定された対象に対しては直接に効力を有する。
④ 勧告・意見 (Recommendation/Opinion)	欧州連合理事会及び欧州議会が行う見解表明で、通常は欧州委員会が原案を提案するもので、①～③とは異なり法的拘束力を持たない。

出所：[https://europa.eu/european-union/law\\_en](https://europa.eu/european-union/law_en)

(2) EU法の立法過程における決定手続

EU法の立法過程における決定手続には、欧州議会の関与の程度に応じて、①通常立法手続、②同意手続、③諮問手続の3分類が存在する。リスボン条約は通常立法手続が適用される範囲を拡大した。

<p>①通常立法手続 (ordinary legislative procedure)</p>	<p>マーストリヒト条約によって導入され、以前は「共同決定手続」と呼ばれていた。リスボン条約により名称が変わった。欧州議会の賛成なしに法案が採択されないのが特徴(次図参照)。</p>
<p>②同意手続 (consent procedure)</p>	<p>1987年発効の「単一欧州議定書」によって導入された。欧州連合理事会が採択しようとする決定には欧州議会の同意が必要となる。</p>
<p>③諮問手続 (consultation procedure)</p>	<p>欧州委員会の提案後、欧州議会等の諮問を経て、欧州連合理事会が決定する。諮問の意見には拘束力はない。</p>

出所：<https://www.europarl.europa.eu/>

通常立法手続は以下のような過程をとる。欧州委員会が欧州議会と欧州連合理事会に法案を提出する。その後、欧州議会で第一読会が開かれる。欧州議会の意見を受け、欧州連合理事会は欧州議会の意見を承認するか、しないかを決定する。承認しない場合は、欧州連合理事会は「共通の立場」を採択し、それを欧州議会に伝える。欧州議会では第二読会が開かれ、そこで承認、否決、修正が行われる。修正の場合は再度欧州連合理事会に伝えられ、そこで承認ないしは否決が行われる。否決された場合には、欧州議会と欧州連合理事会からなる調停委員会が開催され、そこで共同案が出される。この共同案を、両者が共同で行う第3読会で承認すれば採択、否決すれば不採択に終わる。通常立法手続においては、欧州議会と欧州連合理事会は、少なくとも1回は提案(法案)の審議に加わることができる。

3 EUの主要機関

EUには様々な機関が存在しているが、通信分野においては、欧州理事会、欧州連合理事会、欧州議会、欧州委員会、欧州連合司法裁判所が主なものとして位置付けられる。

(1) 欧州理事会 (European Council) \*

「EUサミット」又は「EU首脳会議」と呼称されることもある。欧州連合の全体的な政治指針と優先課題を決定する。リスボン条約によって正式な機関として位置付けられ、欧州理事会議長(いわゆる「EU大統領」とEU外務・安全保障

政策上級代表（同「EU 外相」）が新設された。メンバーは加盟国の元首・首脳と欧州委員会委員長、欧州理事会議長で構成され、外務・安全保障政策上級代表も任務遂行に参加する。加盟国の元首・首脳は議題に応じて各国閣僚の補佐を受けることができる（欧州委員会委員長の場合は同委員会委員による補佐）。

全体の会合は最低年 4 回開催され、同時に経済、雇用、産業等の個別の分野の政策に関する論議が行われる。また、国際問題に関しても共通外交・安全保障政策の共通戦略を決定する。理事会開催後、その結果は議長総括（**presidency conclusions**）として発表される。これは、その時期において EU が抱える問題、今後 EU が取り組むべき課題等に関して、欧州理事会の意見を集約したものである。

\* 欧州理事会（**European Council**）は、フランス・ストラスブールにある欧州評議会（審議会）（**Council of Europe**）と混同されることがある。欧州評議会は、人権保護を主な目的とする EU 外の機関である。

## （２）欧州連合理事会（**Council of the European Union**）

### ①概要

EU の主たる決定機関である。「閣僚理事会」又は「EU 理事会」と呼称されることもある。欧州議会と立法機能及び予算権限を共有し、共通外交及び安全保障政策と経済政策調整で中核的な役割を担う。本部はブリュッセルに置かれ、特定の会議はルクセンブルクで開かれる。議長国は半年交代の輪番制であるが、会議のアジェンダ作成や重点テーマの絞り込みは 18 か月を区切りとして三つの議長国が協力して行うこととされている。2019 年 1 月～2020 年 6 月期の議長国は、2019 年前半がルーマニア、後半がフィンランド、2020 年前半はクロアチアとなっている。

### ②構成

加盟国の分野別閣僚（担当大臣）によって構成される。分野は 10 分野（一般事項、対外関係、経済財政事項、司法内務分野における協力、雇用・社会政策・健康・消費者事項、競争、運輸・電気通信・エネルギー、農業・漁業、環境、教育・若者・文化）あり、それぞれの理事会を総称して欧州連合理事会と呼ぶ。

### ③意思決定

欧州連合理事会における意思決定の方法には、全会一致、単純多数決（15 以上の加盟国の賛成票）、特定多数決（**a qualified majority vote**）がある。全会一致は、基本条約の改正や新しい共通政策の導入、新規加盟国の承認等、重要事項の表決に用いられる。欧州委員会提案（**proposal**）の採択には、原則として特定多数決が用いられ、加盟国の 55%以上、域内人口の 65%以上の賛成票が必要とされる。その際加盟国に割り当てられる加重投票数は、各国の人口を大まかに反映している。

### (3) 欧州議会 (European Parliament)

欧州連合理事会と並ぶ、EUの主たる決定機関である。議員の任期は5年（現任期は2019年7月～2024年6月）。1979年以来、直接普通選挙で選出されている。選挙方式は、加盟国別に異なっている。議席配分は、各国を一つの選挙区とし、定員は各国の人口に配慮したものになっている（加盟国別の議席票は下表参照）。2009年6月の欧州議会選挙で736名が選出されたが、2009年12月1日の欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約（リスボン条約）発効により定数は751名となった。英国によるEU離脱に伴い、2020年2月に議席配分の見直しが行われ、英国に割り当てられていた73議席のうち、27議席はEU加盟国内で分配し、残りの46議席については、将来の新規加盟国のために確保するとしている。結果、総議席数は離脱前の751議席から705議席に削減となった。欧州議会は、本会議はストラスブール（フランス）、一部の本会議、委員会及び事務局支部がブリュッセル、事務局本部はルクセンブルクに置かれている。本会議は、原則として8月を除く毎月1回（各4日間、予算審議を含む）開催している。その他、追加的な本会議がブリュッセルで開催されている。原則公開となっている。

本会議では、各委員会で討議された法案等についての報告書が審議されるほか、EU内部の事項、国際情勢等も討議され、決議・勧告等が採択される。委員会は、具体的な政策を討議し、欧州議会としての意思決定のための準備を行う。各欧州議員は少なくとも一つの委員会に所属する必要がある。常任委員会は、予算、環境・公衆衛生及び食品の安全性、域内市場及び消費者保護、外交事項、開発、国際貿易等、合計22の委員会が存在する。このほかに暫定委員会が組織されることもある。

欧州議会は、かつては諮問機関としての位置付けであったが、条約の改正を重ねることでその権限を拡大してきた。現在、EU市民の民意が反映される場として、①立法権（2（1）の項参照）、②予算に関する権限、③欧州委員会に対する監督、④欧州連合理事会に対する監視、その他欧州市民からの請願の検討、EU機関による行政過誤に対する苦情を処理するオンブズマンの任命等の権限も有する。

欧州議会の議席配分（合計705議席）（2020年2月）

90議席～	ドイツ（96）
70議席～	フランス（79）、イタリア（76）
40議席～	スペイン（59）、ポーランド（52）
30議席～	ルーマニア（33）

20議席～	オランダ (29)、ベルギー (21)、チェコ (21)、ギリシャ (21)、ハンガリー (21)、ポルトガル (21)、スウェーデン (21)
10議席～	ブルガリア (17)、オーストリア (19)、フィンランド (14)、スロバキア (14)、デンマーク (14)、アイルランド (13)、リトアニア (11)、クロアチア (12)
10議席未満	ラトビア (8)、スロベニア (8)、キプロス (6)、エストニア (7)、ルクセンブルク (6)、マルタ (6)

出所：<https://www.europarl.europa.eu/>

#### (4) 欧州委員会 (European Commission)

Tel.	+ 32 2 299 11 11
URL	<a href="https://ec.europa.eu/commission/index_en">https://ec.europa.eu/commission/index_en</a>
所在地	Charlemagne building, Rue de la Loi 170, 1040 Brussels, BELGIUM
幹部	Ursula von der Leyen (委員長／President) Margrethe Vestager (上級副委員長・欧州デジタル化担当／Executive Vice-President・A Europe fit for the Digital Age) Thierry Breton (委員・デジタル経済・社会担当／Commissioner)
任期	2024年10月31日 (2019年12月1日発足)

##### ①概要

EU の執行・政策決定機関としての機能を担い、主に以下を所掌する。

##### (ア) EU の政策・法案の提案

EU の諸機構において唯一、法案提出権を有する。EU 法の立法はすべて欧州委員会の提案に基づいて開始される。ただし、その提案に際しては、以下の三つの要件を満たさなければならないとされている。

##### ・ 欧州の利益 (European Interest)

欧州委員会は、個別部門の利益、個別加盟国の利益でなく、EU、欧州市民全体の利益にとって最善であるとの判断を反映すること。

##### ・ 事前協議 (Advance Consultation)

欧州委員会は、最終提案を提示するに当たり、加盟国政府、産業界、労働組合、関係利益団体及び技術的専門家の意見や助言を事前に求めること。

##### ・ 補充性の原則 (Principle Subsidiarity)

「マーストリヒト条約」において採用された原則で、各加盟国に任せておく場合よりも効果的である場合に限り、EU 法を提案すること。

また、政府間協力の分野においては、欧州委員会は個々の加盟国と同様に提案

を行う権限を有する。

(イ) EU 法 (条約、条約の規定に基づく決定等) の公正な適用の監督

欧州委員会は、条約違反を理由に加盟国をも提訴できる。また必要に応じて欧州裁判所に司法判断を仰ぐこともある (後述)。更に、EU の競争ルール違反等の理由で、個人や法人に罰金を科すこともできる。

(ウ) EU の行政・執行機関として機能

条約の特定の条項を施行するための規則を制定し、EU の活動に割り当てられた予算の拠出を管理する。実施に当たっては、多くの場合、加盟国当局者で構成される委員会の意見を求めなければならない。

(エ) 競争法分野における立法

原則として、欧州委員会に立法権限は付与されていないが、競争法分野においては、立法権を有している。また、欧州連合理事会によって制定された EU 法の執行に関する規則を制定する。

## ②組織

欧州委員会は、職員約 2 万名を擁する EU 最大の機関である。その活動は多岐、広範囲にわたり、しかも各加盟国の国民に対して母国語で情報を提供する必要があるため、多数の職員が翻訳業務に従事している。

2020 年 2 月現在、最高意思決定機関である委員会は 27 名の委員 (Commissioner、任期 5 年) で構成され、加盟国から各 1 名が、欧州議会の承認、並びに欧州理事会の特定多数決を経て任命される。委員は、出身国から完全に独立しており、いかなる指示も受けてはならず、EU 全体の利益のためにのみ職務を遂行することを義務付けられる。欧州委員会を譴責する権限を持つのは、欧州議会のみである。また、委員は、それぞれ一つ以上の政策領域に関して責任分野をもっているが、その決定に関しては、委員全員が連帯責任を負う。委員長は、欧州理事会の特定多数決により指名された者が欧州議会の承認を得て選任される。

欧州委員会には 27 名の委員の下に、各総局 (Directorate-General) をはじめとする部局が設置されている。総局は日本の省庁に相当する。2019 年 12 月から 2024 年 10 月までのフォン・デア・ライエン委員長体制下では、Margrethe Vestager 上級副委員長が欧州デジタル化 (A Europe fit for the Digital Age) の担当に、Thierry Breton 委員がデジタル経済・社会の担当に指名されている。

(ア) 通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局 (Directorate General for Communications Networks, Content and Technology : DG CONNECT)

Tel.	+ 32 2 299 93 99
URL	<a href="https://ec.europa.eu/info/departments/communications-network">https://ec.europa.eu/info/departments/communications-network</a>

	<a href="#">s-content-and-technology_en</a>
所在地	B-1049 Brussels, BELGIUM

## 概要

2012年7月1日に情報社会・メディア総局 (Information Society and Media Directorate-General) から組織の変更を行った。委員会が設定した10の重点分野のうち、単一市場及び雇用・成長・投資と特にかかわりが深く、①EUレベルのイノベーション促進のための研究助成や研究環境整備、②関連産業における技術開発プロジェクトの支援や競争環境整備、③すべての欧州市民と企業が情報社会に参画して欧州をデジタル経済のリーダーとするデジタル単一市場の実現を戦略の柱とし、対外関係・セキュリティ、公衆衛生、経済・財務及び教育関連の政策策定にも参画する。

## (イ) 競争総局 (Directorate General for Competition)

Tel.	+ 32 2 299 1111
URL	<a href="https://ec.europa.eu/info/departments/competition/en">https://ec.europa.eu/info/departments/competition/en</a>
所在地	Place Madou/Madouplein 1 Brussels, BELGIUM

## 概要

EUの統一的競争政策の策定・実施を所掌する。欧州単一市場における公正な競争を確保するため、競争法の違反事案を捜査するとともに、大規模な企業合併・買収についても調査のうえ、必要に応じてその実施を阻止する権限が付与されている。このほか、加盟国規制当局が通報する電子通信サービス網に関する市場評価結果等をDG CONNECTと共同で検証している。

## (ウ) 域内市場・産業・起業・中小企業総局 (Directorate General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs)

Tel.	+ 32 2 299 11 11
URL	<a href="https://ec.europa.eu/info/departments/internal-market-industry-entrepreneurship-and-smes_en">https://ec.europa.eu/info/departments/internal-market-industry-entrepreneurship-and-smes_en</a>
所在地	1049 Brussels, BELGIUM

## 概要

域内市場における人、物、サービス、資本の完全な自由移動を保証した欧州単一市場の構築は、EU最大の成果とされている。同総局の役割は、欧州単一市場の効率的な機能のための欧州委員会の全般的政策の調整、単一市場の重要分野における欧州委員会政策の策定と実施、管理負荷の低減やグローバル市場へのアクセス等を通じた中小企業の育成、産業界の知財権の保護・活用についての政策立案、EUの宇宙政策と研究活動の推進である。



## (5) 欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union)

EU 諸条約を含めた EU 法の順守を確保するため、その解釈、適用及び EU 諸機関のすべての行為において必要な司法上の保護措置の実施を役割とする。旧 EC 条約では、司法機関は、欧州司法裁判所と第一審裁判所、並びに、第一審裁判所に付属する司法委員会で構成されていたが、リスボン条約の発効により、それぞれ欧州司法裁判所、一般裁判所、専門裁判所へと名称が改正された。これらの司法機関は、総称として欧州連合司法裁判所と呼ばれる。

### ① 欧州司法裁判所 (European Court of Justice : ECJ)

EU 法の解釈を行う最高裁判所で、ルクセンブルクにある。EU 法に関して、普通裁判所としての機能のほか、憲法裁判所、行政裁判所、労働裁判所、国際裁判所としての機能も有しており、加盟国裁判所の要請に応じ、EU 法上の争点の解釈やその妥当性について先行判決を下すことができる。更に、加盟国が EU 法上の義務を履行していないと認定し、当該国がその判断に従わない場合、高額の罰金を科すこともできる。そのほか、EU の機関による措置の無効を求める裁判において、当該措置の合法性について検討・判定することができる。

欧州司法裁判所は、2020 年 2 月現在、加盟国の合意により任命される 27 名の裁判官及び 11 名の法務官 (Advocate General) \* によって構成される。両者とも任期は 6 年 (裁判長及び副裁判長は 3 年ごとに改選) で、在任中はその独立性が保障される。法務官は、同裁判所の業務遂行を補佐するため、同裁判所に提訴された事件に関して、完全に公平、独立の立場から、理由を付した法学的見解を法務官意見として裁判所に提出する。

\* 法務官制度：欧州共同体設立当初に主導権を握ったフランスの最高行政裁判所である国務院で、「法の代理人」として公正な立場から法理論を展開する政府委員制度を参考にして採用された。

### ② 一般裁判所 (General Court)

EU の活動範囲拡大に伴う欧州司法裁判所への訴訟件数急増に対処するため、単一欧州議定書が改定され、欧州司法裁判所の附属機関として 1989 年 9 月に発足した。欧州司法裁判所と同様にルクセンブルクにあり、加盟国政府の合意によって任命された各国 2 名ずつの裁判官 (任期 6 年。裁判長については 3 年ごとに改選) から構成されているが、加盟国の数よりも裁判官の数が多くなることもある。欧州司法裁判所と異なり、専属の法務官は任命されておらず、法廷から要求があった場合に限り一般裁判所の長官が裁判官の中から法務官を任命する。

一般裁判所は、EU 諸機関の決定に対する個人及び法人から提訴されたすべての事件を審理し、判決を下す。一般裁判所の判決については、法律上の争点に関する事案に限り、欧州司法裁判所に上訴することができる。

### Ⅲ 現行の規制枠組と手続

#### 1 電子通信規制パッケージ (通信分野)

2002年に採択された電子通信規制の改正に関する法案について、2007年11月13日に見直案が欧州委員会によって提案された。欧州委員会が欧州議会に提案した改正案は、EU全域において、すべての市民が安価な通信サービス（移動電話、高速ブロードバンド、ケーブルテレビ等）を享受できる環境作りを目的としたものである。同案は、欧州議会等における議論を経て、2009年12月18日、欧州官報に掲載され、正式に発効した。

新しい規則に伴い、各加盟国の電子通信規制団体の代表者から構成される欧州電子通信規制者団体 (Body of European Regulators for Electronic Communications : BEREC) が設立された。BERECは欧州委員会と共に、各国規制機関の規制案に関する意見を表明することができる。

BEREC設立にかかる規則以外の2指令は、既存の通信規制パッケージの各指令や規則の各条項の改正を規定したものである。

2009年に採択された電子通信規制に関する新しい規則・指令

名称	内容
1	欧州電子通信規制者団体 (BEREC) の設立と事務局に関する規則 (1211/2009)
2	「市民の権利」指令 (2009/136/EC) ユニバーサル・サービス指令 (2002/22/EC)、プライバシー保護指令 (2002/58/EC)、消費者の権利保護に関する法の執行機関間における協力に関する規則 (No2006/2004) の改正
3	「より良い規制」指令 (2009/140/EC) 枠組指令 (2002/21/EC)、アクセス指令 (2002/19/EC)、認可指令 (2002/20/EC) の改正

出所：EU サイト法検索ページ

欧州委員会によれば、これらの指令の特徴は以下のとおりである。

- ・消費者の権利の強化 (番号ポータビリティの迅速化等)
- ・消費者のための情報の充実
- ・新しいインターネットの自由の条項に基づくインターネット接続に関する市民の権利の保護
  - ・オープンで「中立的」なインターネットの保障
  - ・個人情報の漏えいや SPAM に対する消費者保護
  - ・欧州共通緊急通報番号へのより良いアクセス
  - ・各国通信規制機関の独立性の強化
  - ・通信市場におけるより公平な競争と一貫性のある規制の促進

- ・ 通信市場のための競争条件を整備
- ・ 競争の問題を乗り越えるための機能分離
- ・ 欧州におけるブロードバンド・アクセスの促進
- ・ 次世代網への投資と競争促進

2002年から適用されている従来のパッケージの概要は以下のとおりである。

#### 枠組指令 (2002/21/EC)

電子通信網及びサービスに関し、EU域内で統一的な規制枠組を確立するため、各国規制団体 (National Regulatory Authority : NRA) の権限及び所掌、事業者間紛争の解決、市場分析手続、SMP事業者規制、周波数や番号といった稀少資源の管理等を規定。特にSMP (Significant Market Power) 事業者の指定については、従来市場シェア25%以上を基準にしていたのとは異なり、EU競争法の概念に適合させている。

#### 認可指令 (2002/20/EC)

EU域内での事業参入許可に関する手続・条件の調和・簡略化を図るため、一般認可により付与される権利及び課される条件等を規定。なお、従来も一般認可制度の採用を優先させていたが、各加盟国の裁量下にあったため、大多数の加盟国は個別免許制度を維持した。しかしこれが国境を越えたサービス等の発展の妨げになることから、本指令では、希少資源の周波数及び番号の割当て以外は一般認可による旨を規定。

#### アクセス指令 (2002/19/EC)

電子通信網へのアクセス・相互接続に関する規制をEU域内で調和させるため、事業者の権利・義務、SMP事業者の義務等を規定。アクセス・相互接続の条件は、当事者間の完全な商業的交渉による。SMP事業者に対し透明性の確保、非差別性、会計分離等の義務を課すことを各国NRAに要求。また、デジタルテレビ・サービスへのアクセスを提供する条件付アクセス事業者に対しては、公平で合理的かつ非差別的条件でサービスを提供する義務を課している。

#### ユニバーサル・サービス指令 (2002/22/EC)

EU域内における同サービスを確保するため、その定義、範囲、費用算定、財源、関連する利用者の権利等を規定。定義及び範囲は従来の規定と同じ (固定回線による音声電話、公衆電話、番号案内等) であるが、定期的な見直しを予定し、最初の見直しは施行後2年以内実施。NRAは、同サービス提供事業者を指定することができ、同サービス実施費用の拠出は、政府の一般財源による補償又は基金による共同負担のいずれかとする事ができる。また、利用者の権利として、再販売価格規制、サービス品質に関する情報公開、番号ポータビリティ、優先接続、指定されたラジオ放送及びテレビ放送を伝送するマスト・キャリー義務等を関連事業者に課すことを規定。

2016年9月14日、欧州委員会は、2015年5月に発表したデジタル単一市場戦略の一環として、上記の4指令を一本化し、以下に関する施策を組み込んだ「欧州電子通信コード」(European Electronic Communication Code : EEC コード)の提案を行った。

- ・競争促進
- ・大容量通信網への投資への刺激
- ・各種サービスに対する消費者保護環境の向上
- ・「112」緊急通報システムの各国での普及
- ・BEREC の役割強化 (事業者の通信網への投資と同コードの各国での法制化を支援)

この提案は関連各機関での2年超にわたる審議の後、2018年12月に新たな指令として発効した (IV-5 (1) の項参照)。

## 2 オーディオ・ビジュアル・メディア・サービス (AVMS) 規制分野

### オーディオ・ビジュアル・メディア・サービス指令

欧州議会は、2007年11月29日、「オーディオ・ビジュアル・メディア・サービス (AVMS) 指令 (2007/65/EC)」を採択した。正式名称は「テレビ放送活動の遂行に関し、加盟国において法律、規則、行政行為によって制定される規定の調整に関する1989年10月3日付け理事会指令 (89/552/EEC) の改正についての2007年12月11日付け欧州議会及び理事会指令」。加盟国には2009年末までにAVMS指令を国内法に反映させることが義務付けられた。

AVMS指令の目的は、今日的な競争促進の枠組みを、欧州のテレビ事業者及びそれに類するサービスを提供する事業者に適用することであり、新しい広告コミュニケーション形態によってオーディオ・ビジュアル・コンテンツの資金確保のための柔軟な規制を適用することである。配信に用いている技術に関係なく、欧州市場でオン・デマンド・サービスを行っているすべての企業が活動領域を形成することもできるとしている。

AVMS指令は、欧州におけるテレビ及びテレビ類似サービス (TV-like services) 提供者の規制による負担を軽減するとともに、広告の新たな形式を定めることによって、柔軟性を高めることを目的としている。

テレビ及びテレビ類似サービスは、それぞれリニア・サービスとノンリニア・サービスとして区別される。

- ・リニア・サービス：従来のテレビ放送、インターネット、携帯電話等を通じた、スケジュール化されたサービスであり、視聴者に対してコンテンツを一方向的に提供 (pushes) するもの。

- ・ノンリニア・サービス：オン・デマンド・サービス。視聴者がネットワークから引き出す (pulls) もの。

一方、個人的な通信（注：eメール、ブログのような個人的なウェブサイト等）、電子版の新聞、雑誌、オーディオ・ビジュアル・コンテンツの提供を主目的としないウェブサイト等は、AVMS 指令案の適用範囲外になっている（他の法による規制はありうる）。

リニア・サービスには、現在テレビ放送に適用されているルールを適用するが、ノンリニア・サービスに関しては、青少年保護、人種等に基づく憎悪助長禁止、消費者をミスリードする広告（不正広告）の禁止等、基本的で最低限の原則のみが適用されることとなる。

AVMS 指令は、リニア・サービスにおける広告に関する従来のルールを、より簡素化、柔軟化することを求めている。従来は、広告と広告の間を最低 20 分取ることが義務付けられていたが、AVMS 指令では広告挿入のタイミングは番組制作者の自由裁量となる。しかし 1 時間番組に対して最大 12 分という規制は維持される。なお、映画、子ども向け番組、報道番組、ニュース等は例外で、広告の間隔は 30 分以上空けることが義務付けられている。

更にプロダクト・プレースメント（番組内で商品を使用する間接広告）について、今回初めて明確に定義し、原則禁止としつつも、それが認められるための枠組みを定めている。プロダクト・プレースメントは、ニュース番組、時事問題、子ども向け番組を除き、不正広告防止のため、プロダクト・プレースメントであることが明確に認識できる場合に限り認められる。消費者は、番組の最初でプロダクト・プレースメントが利用されることを周知されることとなる。

プロダクト・プレースメントは、コマーシャルを飛ばして再生できる機能がついた録画機の利用が広がったことで急成長している広告手法である。米国で急速に広まる一方、EU では多くの国が禁止していることから、EU の放送業界は米国に比べて広告収入源で不利な立場に置かれていた。今回の部分的解禁で収入増加を目指している。

また、子ども番組における食品・飲料の広告規制、オン・デマンドのオーディオ・ビジュアル・メディア・サービスにおける少数者保護も指令に盛り込まれている。

2016 年 5 月、欧州委員会は、デジタル単一市場戦略の一環として AVMS 指令の改正案を公表した。同改正案は修正を経て、2018 年 10 月に欧州議会で可決され、11 月に欧州連合理事会で採択された。改正案は、メディア事業者への公正な競争環境の提供、欧州制作作品の振興、有害コンテンツからの児童の保護、ヘイトスピーチ対策強化等を目的としている。また、同改正案では新たに登場したオンライン・プラットフォーム事業者に対する新たなアプローチについても盛り込んでいる。主な改正点は以下のとおりである。

- ・暴力、憎悪、テロリズム、有害広告に対する青少年の保護強化

視聴覚メディア・サービス事業者は、暴力、テロリズム、憎悪を誘発するコンテンツに対抗する適切な方策をとらねばならない。あわせて侮辱やポルノグラフィにも適切な規則を設けることが求められる。法律ではアップロードされたコンテンツへの自動フィルタリングを義務付けないが、プラットフォーム事業者は必要に応じてユーザに注意喚起をするメカニズムを構築する必要がある。

- ・ 広告制限の見直し

新たな規則では 6 時から 18 時の広告上限は放送時間の 20% に設定される。18 時から 0 時のプライムタイムの広告も同様に上限は 20% に設定される。

- ・ ビデオ・オン・デマンド (VOD) のプラットフォームのカタログに 30% の欧州産コンテンツを掲載することを義務付ける

欧州の視聴覚部門の文化的多様性を支援するために、ビデオ・オン・デマンドのプラットフォームが提供するカタログの 30% は欧州で制作されたコンテンツを掲載することを義務付ける。また、ビデオ・オン・デマンドのプラットフォーム事業者には欧州の映像産業の発展への様々な貢献を求める。

### 3 違反手続

EU の司法制度の中には、「取消訴訟」「条約違反手続」「先決裁定手続」「裁判所意見」があるが、加盟国が EU 法執行の義務を履行しているか否かを裁定するのは、「条約違反手続」である。

「条約違反手続」は、EU 法を履行確保するための手段として、「EU 運営条約 (旧 EC 条約)」第 258 条及び第 259 条にて規定されている。第 258 条は欧州委員会が EU 法を履行しない加盟国を訴えることを規定しており、第 259 条は加盟国が他の加盟国を訴えることを規定している。通常は、第 258 条に基づき、欧州委員会が法の擁護者として、履行義務違反の疑いがある加盟国を訴える。

## IV 政策動向

### 1 新欧州委員会のデジタル政策

2019 年 7 月 16 日にフォン・デア・ライエン次期欧州委員長 (当時) が公表した「次期欧州委員会の政治的ガイドライン 2019-2024」において、「欧州のデジタル時代への適応 (A Europe fit for digital age)」が優先政策課題の一つに掲げられ、以下のアクションが挙げられている。

- ① 5G ネットワークの標準策定

- ② 重要な技術分野における技術主権の確保 (ブロックチェーン、高性能コンピューティング、量子コンピューティング、データ共有・利用技術)

- ③ 就任後 100 日以内に、人間的で倫理的な AI に関する法案の提出

- ④ 新デジタル・サービス法による、デジタル・プラットフォーム及びサービス

と製品の信頼と安全に関するルールの見直し、デジタル単一市場の完成

⑤情報共有及びより良い防御の迅速化のための共同サイバーユニット

⑥デジタルスキル向上のためのデジタル教育アクションプランの見直し

## 2 欧州デジタル・アジェンダ

欧州委員会は、2010年3月3日、今後10年間の欧州経済戦略「Europe 2020」を発表した。同戦略において、欧州委員会は、成長のための三つの要素として、「スマートな成長」「持続可能な成長」「包括的成長」を挙げ、EU並びに各国家のレベルで具体的な行動の実施を決めた。

この3大成長の実現のために、「5大目標」（雇用、R&D、環境、教育、貧困）が設定されており、更に5大目標の実現手段として、七つの「最重要イニシアチブ」が設定されている。同イニシアチブのうち、「欧州デジタル・アジェンダ」(The Digital Agenda for Europe、以下デジタル・アジェンダ)」がICT分野に対応している。デジタル・アジェンダは2005年から2010年までの情報化戦略「i2010」の実質的な後継政策となる。

これを受け、2010年5月19日、欧州委員会はデジタル・アジェンダの行動計画を記したコミュニケーションを発行した。その中では全体目標として、「超高速インターネットを基盤として、欧州全体の『デジタル単一市場』を創設し、これにより持続可能な経済的、社会的便益を得ることが可能になること」を掲げている。

欧州委員会は、デジタル・アジェンダの行動計画における優先課題として、①デジタル単一市場の創出、②域内共通のICT標準・相互運用の推進、③インターネットの信頼性と安全の向上、④高速／超高速インターネット接続の拡大、⑤最先端研究や技術開発への投資拡大、⑥市民のデジタル・リテラシー、スキル、社会的包摂の促進、⑦ICTによる社会的課題の解決を掲げ、それぞれに対応する障害要因や重要アクションを挙げている。

欧州議会は2018年までの同アジェンダの主要成果として以下を評価している。

①欧州横断的なデジタル・サービスへのアクセシビリティ向上と消費者保護体制の強化（移動電話のローミング料金撤廃、5G対応周波数調整、欧州データ保護規則の発効、欧州ネットワーク・情報セキュリティ機関（European Network and Information Security Agency: ENISA）の権限強化（5－（6）の項参照）、112緊急通信システムの導入等）

②BERECが加盟国及び欧州委員会の協調体制により欧州レベルでネットワーク及びサービスの発展に好適な条件を整備

③デジタル経済の潜在的な成長力向上（各種デジタルスキル開発プログラムの実施、AIの発展、公的サービスのデジタル化、データ持ち運びの権利の確立等）

また、EU理事会は2019年6月、2020年以降のデジタル経済社会における欧

州の競争力強化に関する協議結果を発表、優先課題としてイノベーションに対する支援及び主なデジタル技術の奨励の必要性、人工知能 (AI) における倫理原則及び価値観の尊重、サイバーセキュリティ能力の強化、デジタルスキルの向上、5G を含むギガビット社会の発展等を挙げている。一方で e インクリューションを推し進め、ICT 分野での職業に就く女性の増加や、社会的弱者へのデジタル・サービス提供の必要性についても強調した。

### 3 デジタル単一市場戦略

2013 年 9 月 11 日、欧州委員会は電気通信の単一市場構築をねらいとする法案を盛り込んだパッケージ「欧州大陸の接続：電気通信の単一市場の構築 (Connected Continent: Building A Telecoms Single Market)」(以下、電気通信の単一市場パッケージ) を提案した。パッケージのタイトルに含まれる「単一市場の構築」は EU が長年取り組んできた課題であり、EU 域内における人、物、サービス、資本の自由な移動を意味する。電気通信分野では、国境を越えたコンテンツ、サービス、事業の展開が目標とされ、2010 年 5 月に公表された EU の包括的な ICT 戦略「欧州デジタル・アジェンダ」においてもアクションの一つに掲げられている(2の項参照)。電気通信の単一市場パッケージにおいては、①電気通信事業者に適用される規則の簡略化、②EU 域内のローミング料金の撤廃、③ネットワーク中立性の確保、④周波数割当における協調等が主な施策として盛り込まれたが、このうちローミング料金の撤廃及びネットワーク中立性の確保について、2015 年 10 月に規則として欧州議会及び欧州連合理事会において最終的に採択された。

デジタル単一市場 (Digital Single Market : DSM) 政策は 2014 年 11 月～2019 年 11 月の Juncker 委員長体制下 (当時) でも継承され、欧州委員会は 2015 年 5 月に「デジタル単一市場戦略」を公表した。デジタル単一市場戦略は、三つの柱とそれぞれに連なる 16 の重要アクションで構成されており、デジタル分野における加盟国間の制度的調和を進め、制度の違いや地理的要因による障壁を取り除くことにより、EU 域内において統一的な市場を実現し、年間 4,150 億 EUR の経済効果と数十万の雇用が創出され、知識社会の発展が期待されるとしている。

#### I 消費者と企業によるデジタル分野の商品やサービスへの国境を越えたアクセスの改善

- ① 国境を越えた電子商取引の簡便化を図る規則を設ける
- ② 消費者保護に関する規則を見直し、迅速かつ一貫した消費者保護の規則を施行する
- ③ より効率的で利便性の高い荷物の配送体制を確立する
- ④ 商取引における不当な地域的制約をなくす



- ⑤ 欧州の電子商取引市場の競争にかかわる懸念材料を明確にする
- ⑥ 現代的な著作権法を制定する
- ⑦ 放送事業者によるオンライン配信や国境を越えたサービス提供の進展をふまえて衛星やケーブルテレビ関連の指令を見直す
- ⑧ 付加価値税 (Value Added Tax : VAT) 制度の違いのような事業展開に際して障壁となる行政上の課題を減らす

## II デジタル・ネットワークや革新的なサービスの繁栄をもたらす適切な条件や公平な競争環境の創出

- ⑨ 現行のEUの電気通信関連規則を徹底的に見直す
- ⑩ 視聴覚メディアのフレームワークを21世紀の時代に即すように再検討する
- ⑪ 検索エンジン、ソーシャルメディア、アプリストアといったオンライン・プラットフォームの役割について包括的な分析を実施する
- ⑫ 個人データの適切な運用のためデジタル・サービスの信頼とセキュリティを強化する
- ⑬ サイバーセキュリティ分野で産業界とのパートナーシップを強化する  
デジタル経済の成長と潜在性の最大化
- ⑭ EUにおけるデータの自由な移動を推進するためのイニシアチブを提案する
- ⑮ eヘルス、交通計画、電力 (スマートメーター) といった分野で標準化や相互運用のためのプライオリティを設定する
- ⑯ インターネットスキルの向上や新たな電子政府アクションの実行により市民のデジタル社会への包摂をサポートする

### 4 デジタル単一市場戦略の進捗状況

デジタル単一市場戦略に盛り込まれたアクションは逐次実行に移されており、欧州連合理事会では 2018 年末までに法案の合意を含むすべてのアクションを完了することを目指していた。

1 番目の柱として掲げられた「デジタル分野の商品やサービスへの国境を越えたアクセスの改善」に関連する政策としては、2015 年 12 月、EU 域内におけるオンライン・コンテンツの越境ポータビリティ促進を図る規則案が欧州委員会により提出、2017 年 6 月、欧州議会及び欧州連合理事会において最終的に採択され、2018 年 4 月 1 日に規則が発効した。2016 年 5 月、越境電子商取引の促進を目的に、不当なジオ・ブロッキング (地理的要因による国境を越えた製品・サービスの購入・アクセス拒否) を禁止する規則案、越境小包配送料金の適正化・透明化を強化する規則案、消費者保護協力規則の改定案の 3 法案が欧州委員会により提出された。このうち、不当なジオ・ブロッキングを禁止する規則案については 2017 年 11 月、越境小包配送の適正化・透明化を強化する規則案については 2017 年 12 月に欧州委員会、欧州議会、欧州連合理事会の 3 者で基本合意に達した。前者

については 2018 年 12 月に発効、後者については 2018 年 5 月に発効した。消費者保護協力規則については 2020 年までに規則案の提出から発効までの手続を終えることが計画されている。また、2021 年を目途に電子商取引における付加価値税に課税手続の単純化が図られている。このほかにも、2019 年 5 月には、①テレビ事業者等による自国外での自社の番組のオンライン配信の容易化を図り著作権関連手続を単純化、②教育・研究・文化遺産等に関するデジタル・コンテンツの文化施設での利用・保存を著作権規定から除外、③オンライン・コンテンツの著作権所有者の権利を紙媒体のものに準じて透明化、を主目的とした「デジタル単一市場におけるテレビ・ラジオ番組の著作権に関する指令」が発効した。

2 番目の柱「デジタル・ネットワークや革新的なサービスの繁栄をもたらす適切な条件や公平な競争環境の創出」との関連では、オーディオ・ビジュアル・メディア・サービス指令の改正 (2018 年 11 月) (Ⅲ-2 の項参照)、「欧州電子通信コード (EEC コード)」の発効 (2018 年 12 月) (5 (1) の項参照)、オンライン・プラットフォームの透明性に関する規則の導入 (2019 年 6 月) (5 (7) の項参照) 参照、「サイバーセキュリティ法」の適用開始 (2019 年 6 月) (5 (6) の項参照) 等が行われている。

そして、3 番目の柱「デジタル経済の成長と潜在性の最大化」との関連では、データ・エコノミーの発展に資する公的データのオープン化に関する指令の発効 (2019 年 6 月) (5 (3) の項参照) や非個人データの越境フリーフローに関する規則の適用開始 (2019 年 5 月) (5 (5) の項参照)、電子政府アクションプラン (2016 年 4 月) (5 (3) の項参照) の公表や ICT 標準化に関するコミュニケーションの公表等が行われている。

## 5 近年の政策動向

### (1) コネクティビティ向上のための政策パッケージ

2016 年 9 月、デジタル単一市場戦略の一環として、欧州委員会は、①欧州電子通信コード (EEC コード)、②WiFi4EU イニシアチブ、③欧州 5G アクションプランの三つの主要施策を含むコネクティビティ向上のための政策パッケージを提案した。これは、欧州におけるネットワーク接続に対するニーズの増大に応え、競争力向上を図るためのものであり、大容量ネットワークと公衆アクセス Wi-Fi への投資を促進することを目指している。本政策ではコネクティビティに関して 2025 年までに達成すべき目標として以下三つが掲げられた。

- ・学校、大学、研究所、交通ハブ、病院や役所等の公共サービス、デジタル技術に依拠する企業等、社会経済的に重要な役割を担う団体・組織は、上下毎秒 1Gbps のネットワークにアクセスする。

- ・都市部及び過疎地を含むすべての欧州の世帯は、Gbps 級にアップグレード可能な毎秒 100Mbps 以上のネットワークにアクセスする。

・すべての都市部及び主要道路・鉄道が、途切れることのない 5G のカバーエリアとなる。中間的な目標として、2020 年までに各加盟国の少なくとも 1 都市において 5G の商業サービスが提供されることを目標とする。

#### ① 欧州電子通信コード (EEC コード)

提案された指令案では、現行の 4 指令を一本化するとともに、EU 域内における通信規制の更なる調和、市場の公平性の確保、高速ブロードバンド網への投資促進等を目的として、近年の情報通信技術の進展に対応した制度へ見直すことを掲げている。主な内容は以下のとおりである。

- ・競争と投資の予測可能性の増進

複数の事業者が高能力のネットワークに共同投資を行う場合の規制緩和、過疎地域等へ投資を最初に行う事業者に対する投資予見性の向上等。

- ・周波数の効率的な利用

より厳格な要件を付した長期間の免許制度の創設、時期等の周波数割当にかかわる基本的な要件の調和等。

- ・消費者保護の強化

バンドル・サービスにかかわる他事業者への乗換えの容易化、高齢者及び障がい者がインターネットを安価に利用できるルールの強化等。

- ・安全なオンライン環境と公正な市場の実現

既存事業者と同様のサービスを提供する新たなオンライン事業者 (SMS、メールを含む) に対しても、セキュリティ要件等に関する規制を適用等。

その他、上記の提案では、EU 域内で規制が一貫して運営されるよう、BEREC の役割強化等も盛り込まれている。

2018 年 6 月、欧州議会と欧州委員会は、5G 展開のための周波数割当、大容量の固定網展開強化、市民のアクセス機会増大とセキュリティ対策といった同案の内容で合意した。同月に欧州連合理事会が BEREC の意見を基にまとめた修正案には、「電子通信」定義の見直し、SMP 事業者の卸売事業における義務の再規定と規制機関の役割の強化、ユニバーサル・サービス範囲の拡張、移動体通信着信料金の欧州域内での単一化等が盛り込まれた。同年 11 月、欧州議会において同案は承認され、12 月に発効された。

#### ② WiFi4EU イニシアチブ

地域コミュニティの公共スペース (公共建物、ヘルスセンター、公園、広場等) において無料の Wi-Fi アクセス環境の整備を推進するための助成計画であり、2017 年 10 月に欧州議会及び欧州連合理事会において最終的に採択された。2018 年 3 月には、EU 政府からの約 1 億 2,000 万 EUR の出資計画が発表され、2020 年まで約半年の周期でのプロジェクト公募が行われるとした。助成対象プロジェクトにはそれぞれ 1 万 5,000EUR が提供され、2019 年 10 月までに選出されたプ

プロジェクトは約 8,000 件である。

### ③ 欧州 5G アクションプラン

2016 年 9 月、欧州委員会は加盟国すべてで 2020 年までに 5G の商業サービスを開始することを目標とした戦略的イニシアチブ「5G アクションプラン」を発表、以下の施策を実施するとした。

- ・加盟国すべてで 2018 年中に試験サービスを導入
- ・2019 年の World Radio Congress に向け 5G 向け周波数帯域の拡張を図り、6GHz 以上の帯域での利用許可付与に向けた調整活動を実施
- ・大都市圏及び主要交通路への優先的な導入
- ・マルチステークホルダーによる汎欧州的なトライアルの実施
- ・産業界主導の 5G イノベーション支援ファンドの設立
- ・世界レベルの標準化に向けた関係機関の協力

具体的には、5G 商業サービス開始に向けた域内共通カレンダーの策定、5G 向け周波数帯域の合意形成（2017 年末までを目標）に向けた各加盟国及び関係業界との連携、2018 年に欧州全体での 5G の実証実験を実施、標準化の推進（2019 年末までを目標）、5G 整備に向けた国レベルのロードマップの策定（2017 年末までを目標）等が計画された。また、革新的なアプリやサービスを実現する 5G 向けのソリューション開発を行うスタートアップ企業に対するベンチャー投資制度も検討するとした。

#### （2）ネットワーク関連政策

2016 年 9 月、欧州委員会は 2025 年までのブロードバンド普及戦略として、「Connectivity for a Competitive Digital Single Market - Towards a European Gigabit Society」を発表した。この戦略の主要目標は以下の 3 項目である。

- ・社会・経済上重要な地域に 1Gbps 級のネットワークを敷設
- ・都市部、主要交通路、鉄道で通信が途切れない 5G サービスを提供
- ・域内のすべての世帯が最大速度 100Mbps 以上のブロードバンドに接続

この戦略は「コネクティビティ向上のための政策パッケージ（（1）の項参照）と協働して Connecting Europe Broadband Fund（CEBF）等の支援基金からネットワーク関連の各種プロジェクトの助成計画を発表している。CEBF は、2016 年 12 月に欧州委員会、欧州投資銀行及び民間の諸団体が EU 域内でブロードバンド基盤が不十分な地域への投資促進を目的として設立した投資ファンドで、2017～2021 年の期間、EU 加盟 20 か国の高速ブロードバンドが導入されていない地域を対象として、総費用 1 億 5,000 万 EUR 以下のプロジェクトに対して、毎年 7～12 件、100 万～3,000 万 EUR 規模の融資を行うとしている。また、欧州市民のブロードバンド接続環境向上のための R&D 支援計画である Connecting Europe Facility（CEF）は、2021 年から 2027 年までの関連プロジェクト助成

予算として 30 億 EUR の出資を予定している。

欧州委員会は次世代の移動体通信規格の研究開発に注力する意向を示しており、特に 5G 関連の R&D については、2014～2020 年の 5G 官民パートナーシップ (5G-PPP) で、7 億 EUR の予算を 5G 開発助成に割り当てることを 2013 年 12 月に決定した。助成対象となるのは欧州規模の先端 R&D 支援計画「Horizon2020」の公募で選出されたプロジェクトで、第 1 フェーズ (2014～2016 年) では 5G の基礎研究、第 2 フェーズ (2016～2018 年) では同技術による欧州の垂直産業のデジタル化と統合、第 3 フェーズ (2018～2020 年) では欧州全体での 5G プラットフォームの開発と展開が課題とされている。

5G については欧州委員会が諸外国との連携を進めており、2014 年に韓国、2015 年に日本と中国、2016 年にブラジル、2018 年に米国と 5G の技術開発で協力することで合意、2019 年には台湾との交渉が続けられている。2018 年にはまた、5G-PPP とインドが両地域の通信事業者間協力に関する MOU を締結した。

### (3) 電子政府

2016 年 4 月、欧州委員会は、2016～2020 年にかけて実行される新たな電子政府アクションプランを公表した。同アクションプランはデジタル公共サービスを更に近代化することを目的として、特に以下の施策に取り組むとしている。

- ・国境を越えて必要な情報・サービスの利用を可能とするデジタル・シングル・ゲートウェイの構築

- ・登記や倒産に関する情報を相互接続した電子ポータル構築

- ・越境ビジネス分野における「ワンスオンリー原則 (once-only principle)」(一度提出された書類は加盟国間において電子データで共有されるため、一つの加盟国のみでしか公共機関に対する書類作成を要しない)を進めるため、行政機関と連携したパイロット・プロジェクトの実施

- ・電子カルテ等の越境電子医療サービスの促進

- ・電子調達や電子署名への移行促進

2019 年 10 月に欧州委員会が発表した「電子政府ベンチマーキング」では、サービスの内容に関する各国間の差は縮まり、「ユーザ中心」の観点で市民の要望に応じるサービス開発が進行している。今後の優先課題は公的オンライン・サービスのセキュリティと透明性の強化、国境を越えた利用可能性の増大であり、具体的には電子身分証明等、住民の自己に関する各種書類での電子化とされている。

また 2019 年 6 月には、「オープン・データ及び公的部門の情報の再利用に関する指令第 2019/1024 号」が発効し、各国政府は社会的・経済的に有用な公的データに誰もが無料でアクセスし、マシンで読み込める形式で入手可能とする高価値データベースを設定すべきとされた。

### (4) データ保護

2016年4月、欧州議会は「一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR)」を最終採択し、2018年5月に完全適用されることとなった。GDPRは、「個人データ保護は人権である」という現行の「EUデータ保護指令」の基本理念を継承しつつ、急速な技術の進展やグローバル化を踏まえ、より強固な個人データ保護ルールを整備するとともに、各加盟国において別途法整備が必要な「指令」から、EU域内に直接適用される「規則」とすることで、EU域内におけるルールの単一化・簡素化を図ることを目的としている。その主な概要は以下のとおり。

① EU域内における規制の単一化・簡素化

- ・「指令」から「規則」への変更
- ・データ保護当局による決定がいったんなされれば、それがすべての加盟各国に適用される「ワン・ストップ・ショップ・メカニズム」の導入
- ・EU加盟国のデータ保護当局間の協力強化

② 個人データ保護ルールの強化

- ・「忘れられる権利」の規定導入: データ主体はネット上の過去の自身の個人データの削除を要求する権利を持つ
- ・「データ持ち運びの権利」: データ主体は自身の個人データを別のサービス提供者に移行させる権利を持つ

③ グローバルな課題への対応

- ・EU域内から域外への個人データの転送については、特に欧州委員会が十分性を認定した地域をはじめとして、所要の条件やセーフガードが適合している場合に可能
- ・新たな十分性認定については少なくとも4年ごとに見直す

④ その他

- ・制裁金の引上げ: データ保護規則に違反した場合は最大20万EURあるいは全世界での年間売上高の4%に相当する課徴金を科す

2019年7月、欧州委員会は規則の適用後1年間の社会的影響と今後の課題に関する報告書を発表した。同時点で、ギリシャ、ポルトガル、スロベニア以外の加盟国が規則の国内法制化を完了、企業でのコンプライアンスや個人の権利意識も向上が見られたとしている。今後の課題としては、各国のデータ保護機関の権限強化、中小企業の規則順守への支援、GDPRを世界的に各国間のデータ交換規則の基準とするための国際合意への働きかけ等が挙げられている。

個人データの越境移転に関しては、2016年7月、欧州委員会は「EU-US プライバシーシールド」を最終的に採択し、2015年10月に欧州司法裁判所で無効とされた「セーフハーバー協定」に代わるEUと米国間における個人データの越境移転のための新たな枠組みが同年8月から施行されることになった。2019年10

月現在、約 5,000 の企業がプライバシーシールドを導入、導入企業における EU から米国へのデータ移転時の個人情報保護は適切に行われているとされる。今後の課題としては、導入に関する法手続の簡素化、米側の監督機関の権限強化、EU 側の機関への情報提供等が挙げられている。また、2017 年 1 月、欧州委員会は、個人データの国際流通に関するコミュニケーションを公表し、2017 年に日本及び韓国を皮切りに、東アジア及び東南アジアの重要な貿易パートナーと、個人データの越境移転に向けた議論を積極的に行っていく旨の方針が示された。更に 2017 年 7 月には、日本と EU 間の自由な個人データ越境移転の枠組みを 2018 年早期までに構築することを目指す旨の共同首脳宣言が公表され、2018 年 7 月には、日 EU 間の相互の十分性に関する対話が成功裡に妥結し、日 EU のデータ保護制度がお互いに同等であると認識することに合意するに至った。この合意を踏まえて、2019 年 1 月 23 日に日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効した。

2017 年 1 月、欧州委員会は e プライバシー規則案の提案を行った。本規則案は電子通信分野における通信の秘密やプライバシー保護を目的とした e プライバシー指令を EU 域内に直接適用される規則に改正するものであり、通信事業者と同等の電子通信サービスを提供する OTT (Over The Top) 事業者への適用対象の拡大、電子通信に由来するコンテンツ及びメタデータ (時間・ロケーション等) の保護、クッキーに関するルール、スパムに対する保護等が盛り込まれている。

#### (5) データ流通

2017 年 1 月、欧州委員会はデータ・エコノミーに関する政策パッケージを公表し、データについて特に以下の施策に取り組むこととしている。

- ① 不公正・不均衡なデータ・ローライゼーションに関する規制への対応
- ② データへのアクセス
- ③ データを由来とした製品・サービスへの責任
- ④ データポータビリティのあり方

2017 年 9 月には、非個人データの越境フリーフローに関する規則案が欧州委員会により提出された。同規則案は、2018 年 10 月に欧州議会で承認され、11 月には欧州連合理事会で承認、2019 年 5 月から適用可能となった。承認を受けた主な内容は以下のとおりである。

#### ・非個人データの定義

非個人データには、機械生成データや商業データ等が含まれる。具体例としては、ビッグデータ分析や精密農業、産業機械のメンテナンスに用いられる集約されたデータセットが挙げられる。データセットが個人データと非個人データの両方で構成される場合は、非個人データについてのみ本規則が適用される。ただし、個人データと非個人データが密接にリンクしている場合には、2018 年 5 月 25 日

から施行されている EU「一般データ保護規則 (GDPR)」が適用される。

・データ・ローカライゼーション

本規則は、公安を根拠としたデータ・ローカライゼーションのみを認める。その他のデータ・ローカライゼーションについては、コンプライアンスと透明性を確保するために欧州委員会に報告し、オンラインで公開しなければならない。

・データへのアクセスと移植

公共機関は調査や行政監督の目的で EU 全域のデータにアクセスすることができる。クラウド・サービス事業者間のスイッチングを促進するためには、専用のガイドラインを作成する。

(6) サイバーセキュリティ

2013 年 2 月のサイバーセキュリティ戦略の公表と同時に提示された「ネットワーク・情報セキュリティ (Network and Information Security : NIS) 指令案」については、2016 年 7 月、欧州議会において最終的に採択が行われ、2016 年 8 月に施行後、加盟国は 21 か月以内に国内法を整備することとされた。指令の概要は以下のとおりである。

①加盟各国には NIS 戦略の採択を義務付け、NIS 関連のリスクやインシデントに対応する機関を設立する。

②NIS 関連のリスクとインシデントに関する情報共有及び協力を促進するため、加盟各国と委員会等で構成されるグループを設立する。

③基幹インフラ事業者 (金融、運輸、電力、保険・衛生)、デジタル・サービス提供者 (オンライン市場、クラウド・コンピューティング、検索エンジン) には、適切なセキュリティ対策を講じるとともに、重大インシデントに関する報告を義務付ける。

2016 年 7 月、欧州委員会は産業界とサイバーセキュリティに関する協定に署名し、2020 年までにサイバーセキュリティ分野において 18 億 EUR の投資を見込む新たな官民パートナーシップを立ち上げた。EU としてこのパートナーシップに「Horizon 2020」の資金から 4 億 5,000 万 EUR を投資する予定としている。

2017 年 9 月、欧州委員会は、欧州連合外務・安全保障政策代表と共にサイバーセキュリティに関する政策パッケージを公表し、EU レベルのサイバーセキュリティ能力強化に向けて特に以下の施策に取り組むこととしている。

- ①ENISA の権限強化
- ②EU レベルのセキュリティ認証制度の導入
- ③欧州サイバーセキュリティ研究・コンピテンスセンターの設立
- ④EU サイバーセキュリティ危機対応枠組の構築
- ⑤国際協力の強化

このパッケージの公表と同月に欧州委員会は上記を主眼とした「サイバーセ



セキュリティ法」を提案、2018年12月に欧州委員会、欧州議会及びEU理事会が同案に対する政治的合意に達し、2019年3月に発効、同6月から適用となった。これと同時にENISAの名称は「EUサイバーセキュリティ庁 (European Union Agency for Cybersecurity)」に変更され、EU各機関や各加盟国に対してベストプラクティス、法制度、市場振興について従来と同様に助言を行うとともに、各国の国境を越えた脅威や攻撃に対する対処を支援する役割を担うこととなった。欧州委員会は同庁の今後5年間の予算を従来約2倍に増やすとともに、上記②に関して各国の関連機関の代表から成るアドバイザリー・グループを組織することを要求した。

#### (7) ネットワーク中立性

「電気通信の単一市場パッケージ」の一つとして2013年9月に提案されたネットワーク中立性に関する規則は、EU域内のローミング料金の撤廃と併せ、2015年11月に欧州議会及び欧州連合理事会において最終的に採択され、すべてのトラフィックを原則として平等に取り扱うこと及び、特定のコンテンツの配信を遮断あるいは減速することが原則として禁止されることとなった。本規則を踏まえ、BERECはネットワーク中立性に関するガイドラインを2016年8月30日に採択した。

また、2019年6月、EU理事会はオンライン・プラットフォームの透明性向上に関する規則の導入を承認、同7月に発効、2020年7月に適用開始が決定された。この規則は、プラットフォームマーに対し、欧州のビジネスユーザに対する透明・非差別的なビジネス環境の提供を義務付け、規則違反に対しては、各国の対応機関が自国の基準に従い制裁を加えることができるとしている。また欧州委員会には、①プラットフォームマーとビジネスユーザ間の専門調停機関の設立、②プラットフォームマーに対する行動規範の策定、③規則の適用状況に関する定期的な報告、を行うようにと勧告した。

#### (8) AI倫理ガイドライン

欧州委員会は2019年にAIの倫理に関するガイドラインとAI関連の製造物責任に関する指令の解釈を発行することを目的に、2018年6月、52名の専門家からなるAIハイレベル専門家グループ (AI HLEG) を組織した。同ハイレベル専門家グループは、2018年12月に「信頼できるAI (Trustworthy AI) のための倫理ガイドライン (案)」を公表し、その後パブリックコメントを経て、2019年4月に「信頼できるAIのための倫理ガイドライン」を公表した。同ガイドラインでは、信頼できるAIについての四つの倫理原則とそれを実現するための七つの要件、同要件の運用を検証するための評価リストが設定されている。欧州委員会は、このAI倫理ガイドラインが実際に運用できることを確認するため、2019年9月からステークホルダーによる試行フェーズを実施した。今後、その結果を踏

まえ、AI ハイレベル専門家グループによる評価リストの見直しが行われる予定である。

#### (9) デジタル欧州プログラム

欧州議会は 2019 年 4 月、デジタル単一市場戦略の一環として、デジタル社会化の主要技術及び人材育成に関する 2021～2027 年の支援計画「デジタル欧州プログラム」の開始を発表した。

この計画は 2018 年 6 月に提案され、2019 年 2 月に EU 各機関での暫定合意を得たもので、年間 400 万の雇用と 6 年間で 4,150 億 EUR の経済成長の達成を主目的とし、総予算額は 92 億 EUR である。対象分野と予算の割当ては以下が予定されている。

- ・スーパーコンピューティング：27 億 EUR
- ・人工知能 (AI)：25 億 EUR
- ・サイバーセキュリティ：20 億 EUR
- ・デジタルスキル：7 億 EUR
- ・デジタル技術の普及：13 億 EUR

同 7 月 25 日には、2021～2022 年の方向性に関する公開協議が開かれている。

#### (10) デジタル・サービス関連企業への課税

2018 年 3 月、欧州委員会はデジタル・サービスの欧州経済への影響力増大に鑑み、デジタル関連サービス企業への新たな課税方針案を発表した。

・加盟国のいずれかにおいて、700 万 EUR 以上の売上高、年間 10 万以上のユーザ、年間 3,000 件以上の取引のうち一つ以上の条件を満たす企業は、一般の法人税の課税対象となる。

・以下のデジタル・サービスを行う企業には、当該のサービスから得た売上高が全世界で、7 億 5,000 万 EUR 以上（うち EU 内で 5,000 万 EUR 以上）である場合、その売上高の 3%に課税する。

－ユーザのデータ利用（オンライン広告等）

－ユーザ間のコネクティング・サービス（シェアリング仲介やオンライン・マーケット等）

－その他の情報セールス

- ・税徴収はサービス利用者の存在する加盟国ごとに実施する。

この草案は 2018 年 12 月に欧州議会で承認を受けた。欧州議会は更に該当企業の課税対象となる EU 内の売上高を 4,000 万 EUR としたうえ、課税対象を動画やテキスト等のコンテンツ配信サービス全般に拡張すると決定した。

## 電 波

### I 監督機関

#### 1 欧州委員会

##### (1) 電波政策グループ (Radio Spectrum Policy Group : RSPG)

2002年7月に「Decision (2002/622/EC)」(一部改正、Commission Decision 2009/978/EU)により、電波政策事項、政策手法の調整並びに周波数の利用及び効率的な使用に関する調和のとれた状態について欧州委員会を支援し助言することを目的として RSPG が設立された。

・ URL : <http://rspg-spectrum.eu/>

##### (2) 無線周波数委員会 (Radio Spectrum Committee : RSC)

2002年3月に「Decision (676/2002/EC)」に基づき、電波の効率的な利用のために加盟国間の調和を確保し、技術的導入法案の採択について欧州委員会を補佐するため、RSC が設立された。

#### 2 EC、CEPT 及び ETSI の関係

新たに調和標準を作成する場合等において、関係機関がやりとりを行う。周波数関連事項については、欧州委員会は、調和された周波数提案について欧州郵便電気通信主管庁会議 (European Conference of Postal and Telecommunications Administrations : CEPT) へ要請 (mandate) を発出することができる。CEPT は、要請に対し ECC (Electronic Communications Committee) で検討し報告書 (report) を発出する。欧州委員会では、その検討結果に基づき RSC と協力して周波数の調和案を準備し、欧州委員会としての決定 (Decision) を行う。その決定による周波数割当は EU 全体に適用される。一方、技術的事項 (周波数関連事項を除く) については、欧州委員会から発出された要請に基づき、欧州電気通信標準化機構 (European Telecommunications Standards Institute : ETSI) で検討し、その結果をシステム参考文書 (system reference document : 新システムを構築する場合や、既存の CEPT の周波数を変更する場合に作成される ETSI の技術報告書) により、欧州委員会に報告する。欧州委員会では周波数事項と同様な手順で技術的調和案を準備し、欧州委員会としての決定を行う。

## II 規制枠組

EU の電波関連の規制の枠組みは、以下のとおり。

### 1 Radio Spectrum Decision (676/2002/EC) : 2003 年 4 月 24 日発効

周波数の効率的な使用に関して調和した状態を確保するために、欧州委員会が技術的な導入法案を採択することを定めている。本規定に基づき RSC が設立された。

### 2 RSPG 設立決定 (2002/622/EC) : 2002 年 7 月 27 日発効

本指令は、欧州電気通信コードにより RSPG に多くの機能が付与されることから廃止され、新たに、決議 2019/612/EU が制定された。

### 3 複数年無線周波数政策プログラムの作成 (243/2012/EU) : 2012 年 4 月 10 日発効

EU 全体の調和のとれた周波数利用戦略プログラム (Radio Spectrum policy programme : RSPP) の作成を目指す、この決議を受けて 2016 年に「Preparing the ground for ultra-fast broadband by 2020」を作成した (第 5 条 競争は欧州電子通信コードに受け継がれ、同コード発効と同時に削除される)。

### 4 RE (無線機器) 指令 (2014/53/EU) : 2016 年 6 月 12 日発効

無線通信機器、放送受信機及び無線機能を有するすべての機器に関する基準認証の枠組みを定めている。

### 5 欧州電子通信コード (2018/1972/EU) : 2020 年 12 月 21 日発効

本指令発効と同時に、四つの指令、すなわち、アクセス指令 (2002/19/EC)、枠組指令 (2002/21/EC)、ユニバーサル・サービス指令 (2002/22/EC) 及び無線局の免許手続が規定されている認可指令 (2002/20/EC) は廃止となる。

## III 電波政策の動向

### 1 免許制度

各加盟国の免許制度の基本的な枠組みが欧州電子通信コードに示されている。以下にその概要を示す。

#### (1) 周波数政策

各加盟国は、欧州の周波数の使用の戦略立案、調整、調和のために相互に欧州委員会に協力し、周波数の可用性と効率的な利用に向けて、適切で調和の取れた条件の調整を推進する。また、各加盟国は、欧州で調和された周波数を使用する場合において、他国からの有害な干渉を受けないよう、RSPG を介して相互に協力する。

また、加盟国は周波数の使用の調和を促進するため、以下のことを確保するよう務める。

- ・高品質かつ高速なブロードバンドで領土をカバーするとともに、特に欧州横

断輸送ネットワークを含む主な輸送経路をカバーする。

- ・新しい無線通信技術とアプリケーションの急速な発展を促進する。
- ・長期投資を促進するような予測可能性と一般性を確保した周波数の使用権の付与を行う。
- ・国境を越えた干渉を防止し適切な措置を講じる。
- ・周波数の様々な用途の間での共有使用を促進する。
- ・柔軟性、共有、効率を最大化し、可能な限り適切で面倒のない周波数の使用権認証システムを適用する。
- ・周波数の使用権の付与、移転、更新、変更、撤回の明確かつ透明性ある規則を適用する。

### (2) 免許手続

免許手続には、免許不要の一般認可と、免許を要する個別の使用権の付与がある。免許不要の一般認可 (general authorisation) をする場合は非差別的、公平、透明な手続であることとする。要求に応じて、周波数の個別の使用権を認める (granting of individual rights of use) 場合は、客観的、透明、競争的、非差別的及び公平な基準に基づくものとする。また、一般認可 (免許不要局等) を原則とし、個別の使用権 (免許) を、需要を満たすため最大限効率的な利用をするために必要な場合に制限し、一般認可と個別の使用権の混在による有害な干渉の問題を最小限に抑え、更に、周波数の使用に対する制限を最小にするよう務めることとしている。

更に、個別の使用権に付加においては、周波数の最も効果的・効率的な使用を保証するよう条件を付すこととし、使用権の既存の保有者に不当な利益を提供することにならないよう、割当て又は更新の際には、使用権の取引又はリース等の可能性を含め、周波数使用の条件を達成するよう務めることとする。使用権には期限を設け、期限までに条件を満たさない場合当局は使用権を撤回する権利を持つ。

### (3) 使用権の存続期間

個別の使用権を許可する場合、周波数の競争、効果的かつ効率的な利用を確保する必要性及び投資償却の適切な期間の許可及び革新と効率的な投資を促進することを考慮して、適切な期間を設定する。

特に、決定 2002/676/EC に基づき調和条件が設定された無線ブロードバンド通信に使用する周波数の個別の使用権については、少なくとも 20 年間の規制上の予測可能性を確保するものとし、使用権は少なくとも 15 年間有効であることを保証し、必要に応じて延長を認めるものとする。そのため管轄当局は存続期間満了の遅くとも 2 年前に使用権の条件順守についての評価を実施し存続期間の延長が認められるかどうかを決定する。

加盟国は、使用権の存続期間を調整して、一つ又は複数のバンドの権利の存続期間が同時に期限切れになるようにすることができる。

また、所管当局は、免許更新の可能性が明示されていない個別の使用権については適宜使用権の更新に関する決定を行うことができる。

#### (4) 個別の使用権の譲渡又はリース

加盟国は、周波数の個別の使用権を他者に譲渡又はリースできることを保証する。ただし、無償あるいは放送のために割り当てられた場合は除く。特に、使用権に付随している条件が維持されたままでの使用権の譲渡又はリースを許可するものとする。また、所管当局は、譲渡又はリースを促進するため、譲渡可能な周波数の使用権の詳細を電子的手段で公表するものとする。更に、電子通信ネットワーク及びサービスに使用する周波数の譲渡又はリースについては、競争を促進し競争のひずみを避けるための措置をとることができる。

#### (5) 電波利用料

欧州電子通信コード付録 I パート D に、周波数の個別の使用権に付することのできる義務リストがあり、その中で、個別の使用権に本指令第 42 条の料金 (fees) を付すことができるとし、電気通信ネットワーク又は電気通信サービス提供のために使用される周波数の使用権の料金 (Fees for rights of use for radio spectrum) は、所管当局が設定できることとされている。また、料金設定は、①効率的な割当てと使用を保証する水準の適用可能な料金であること、②利用可能な代替用途における権利の価値を考慮した最低料金と付随する条件に伴う費用を考慮することとされている。

#### (6) ワイヤレス・ネットワーク機器の展開

無線 LAN 及び調和の取れた周波数を使用した公衆電気通信ネットワークへのアクセスには、一般認可のみが適用されるものとする。また、公衆で利用可能な電子通信ネットワーク又はサービスのプロバイダは、自らの一般認可の手段によるアクセス、更には、他のユーザがもつ一般認可の手段を介するアクセスを妨げてはならない。更に、所管当局は、無線 LAN からの公衆電気通信へのアクセスを不当に制限してはならない。

#### (7) 緊急時の通信

加盟国は、ネットワークが壊滅的に壊れた場合においても、公衆通信ネットワークを介した音声通信及びインターネット・アクセスを最大限確保するよう必要な措置をとり、緊急サービス、公衆警報へのアクセスを、音声サービスの提供者が確保するよう保証しなければならない。

加盟国は、2022 年 6 月 21 日までに、重大な緊急事態と差し迫った災害に関する公衆警報システムを整備し、警報が、移動電話番号をベースにした対人通信サービスのプロバイダによってエンドユーザに送信されるよう保証しなければならない。

い。

#### (8) ラジオとテレビ受信機に対する相互運用性

加盟国は、カーラジオ受信機と民生用デジタルテレビ機器の相互運用性を確保しなければならない。

特にカーラジオについては、2020年12月21日以降欧州で販売又は賃貸市場で利用できるようになるカテゴリ M の新しい車両に搭載されるものは、少なくとも地上デジタルラジオ放送を介するラジオ・サービスを受信して再生することができる EU 標準規格又はそれと同等の規格の受信機を搭載するものとする。

#### (9) 5G バンドへの割当時期の調整

加盟国は、無線ブロードバンド・サービスに使用可能な地上システムにおいて、5G 展開を容易にするために必要な、以下の適切な措置を、2020年12月31日までにとる。ただし、この期限は延長可能である。

- ・ 3.4-3.8GHz 帯において十分に大きなブロックの使用を可能にする。

- ・ 市場の需要、既存のユーザへの、又は周波数移行における大きな制約がないことの明確な証拠があることを条件として、24.25-27.5GHz 帯で少なくとも 1GHz の使用を可能にする。

## 2 基準・認証制度

2014年5月に、「RE 指令 (2014/53/EU)」が施行され、本指令に基づき、無線機器の技術基準への適合性を製造会社等が宣言する自己適合宣言 (declaration of conformity) が行われている。

RE 指令では、放送受信機及び無線機能を内蔵するすべての無線通信機器が対象であり、無線機能を持たない電話機、ファクシミリ、屋内 PLC 等は LV (低電圧の機器が対象) 指令 (2014/35/EU、旧 LV 指令 2006/95/EC を 2016年4月20日に廃止) 及び EMC (電磁両立性) 指令 (2014/30/EU、旧 EMC 指令 2004/108/EC を 2016年4月20日に廃止) の対象となっている。RE 指令では、電磁界ばく露の基準に関して、LV 指令、EMC 指令を引用する形で必須条件としている。

## 3 個別の周波数分配の動向

EU として単一市場を実現するため、EU 域内の周波数分配に関する調和政策として、加盟国は下記の 2 項を課されている。

- ・ 国内に独立の周波数管理機関を設置し、周波数管理機関は、年に 1 度、国内周波数割当計画を欧州委員会に提出すること

- ・ 域内共通の周波数分配を国内に適用すること

また、具体的な周波数帯の分配につき、EU は加盟各国に各種の勧告や決議を出している。

実施決定 2016/687/EU では、原則 2020年6月末まで (2年間の遅れを許容) に無線ブロードバンド通信に割り当てることが加盟国に義務付けられることと

なった。併せて 700MHz 未満の周波数帯については、2030 年までは放送利用に優先的に割り当てられることとされた。

実施決定 2018/637/EU では、900MHz 帯及び 1800MHz 帯をヨーロッパ全体で 2018 年 9 月 30 日までに EC-GSM-IoT 規格が利用可能とすることとされた。

実施決定 2019/235/EU では、欧州電子通信コードを受けて、3400-3800MHz を 2019 年 9 月 30 日までに移動体通信に優先的に割り当てることとされた。

実施決定 2019/784/EU では、同じく欧州電子通信コードを受けて、24.25-27.5GHz を 2020 年 6 月 30 日までに無線ブロードバンドに割り当てることとされた。

また、EU では 2016 年 9 月、欧州委員会は 5G アクションプランを公表し、2018 年末までに 5G 網の立ち上げに向けた共通のタイムスケジュールを設定し、2020 年末までにすべての加盟国の少なくとも一つの主要都市において完全な 5G 商業サービスの開始、2025 年末までにすべての都市部及び主要の地上交通路が 5G のカバーエリアとなることを目指している。5G 向けの周波数については、欧州委員会が三つの周波数帯（1GHz 以下、1-6GHz、6GHz 以上）を含む暫定リストを作成し、順次加盟国と合意形成を図ることとしている。EU では各国の 5G 展開をモニターして公表するオンライン・プラットフォームを立ち上げて加盟国間の情報共有を行っている。

#### 4 電波の安全性に関する基準

EU は、1999 年 7 月に「EU 勧告 (1999/519/EC)」において、国際非電離放射線防護委員会 (International Commission on Non-Ionizing Radiation Protection: ICNIRP) ガイドラインの公衆ばく露制限値を加盟国で適用するよう勧告した。本勧告に強制力はないが、ほとんどの加盟国内で国内法規制又はガイドラインが導入されている。

また、携帯端末機器に関しては、EMC 指令 (2014/30/EU) に基づき欧州電気標準化委員会 (European Committee for Electrotechnical Standardization: CENELEC) が規格を整理している。

職業ばく露に関しては、2013 年 6 月の EU 指令 2013/35/EU に基づき、各加盟国は同指令に適合するよう国内法令や規制を整備・制定している。